

県立岐阜商業高等学校 校則

1 みだしなみ

服 装

- (1) 登下校の際には、規定の服装を着用し、生徒証を携帯する。
- (2) 制服の規定の場所に校章・クラスバッジをつけ、校内では名札をつける。

制 服

- 共通 冬季 カーディガン・セーターは黒、紺系とする。
袖口や裾からはみ出ないようにする。
- Aタイプ 冬季 黒詰襟学生服（市販の標準学生服）とする。
学生服の下にはカッターシャツを着用する。
夏季 校章入りカッターシャツ（長袖・半袖）とする。
- 通年 ベルトは幅 2.5cm～4cm の黒または茶色とする。
靴下は白、黒、紺系のワンポイントまでとし、くるぶしが隠れるものとする。
- Bタイプ 冬季 本校指定のブレザー、スカート、校章入りブラウスとする。
夏季 校章入りブラウス（長袖・半袖）とする。
- 合服 校章入りブラウスの上に本校指定のベストを着用する。
- 通年 靴下は白色のワンポイントまでとし、くるぶしが隠れるものとする。
ただし、冬季についてはタイツ・ストッキング類（無地、黒またはベージュ）を着用してもよい。

上記の2つのタイプ以外を希望するときは、生徒指導部に申し出る。

頭 髪

清潔な髪型とし、変形、染色、脱色をしない。まゆ毛などの加工は行わない。ただし、地毛については異装届を出すことができる。

整髪料を用いて髪の毛のセットをしない。

その他

- (1) 靴はスニーカー、ローファー類とする。
- (2) 携帯電話は始業から終業まで電源を切る。それ以外の時間帯は校舎外での使用を認める。
- (3) その他 アイプチ、カラーコンタクト、マニキュア、ピアスなどは認めない。

2 登校・下校

- (1) 登下校時には交通法規を守るとともに、安全に十分留意し、交通機関や自転車使用のマナーを守って、周りに迷惑をかけないようにする。
- (2) 保護者の送迎による校内乗り入れについては以下のとおりとする。
本校の敷地に接する道路での乗降は禁止。また、本校北西の交差点から北へ100mの信号交差点までの道路での乗降も禁止。放課後（午後5時以降）および休日の送迎の際は、

本校敷地内における乗降を認める。

3 自転車通学について

- (1) 防犯登録および学校で登録をした自転車で通学する。
- (2) ライト・ベルおよび反射板を付ける。
- (3) ドロップハンドル、ミニサイクル等は許可しない。
- (4) 自転車保険に加入する。
- (5) 自転車の鍵は2個以上つける。
- (6) 雨天時は、雨合羽を着用する。
- (7) 学校敷地内では自転車から降りて移動する。

4 四ない運動について

- (1) 単車、自動車の免許をとらない。
- (2) 単車、自動車を買わない。
- (3) 単車、自動車を運転しない。
- (4) 単車、自動車に乗せてもらわない。

5 考査

- (1) 考査中は学用品の貸借をしない。
- (2) 机の中には何も入れない。机上には考査に必要な用具以外は置かない。
- (3) 机の上の落書きは、テスト中にそれを見たかどうかにかかわらず不正行為として扱う。
- (4) 携帯電話は電源を切り、廊下の鞆に入れる。ポケットや机の中など試験会場に持ち込んだ場合は不正行為として扱う。

6 許可

次の事項については、前もって生徒指導部、ホームルーム担任、もしくは係の先生に届け出て許可を得なければならない。

- (1) 遅刻 必ず生徒指導部で所定の手続きをとり、教室へ入る。
- (2) 早退、外出 担任に届出後、生徒指導部で所定の手続きをとる。
- (3) 出席扱い（公欠） 所定の手続きをして、ホームルーム担任に提出する。
- (4) 見学 体育の時間の見学許可は、あらかじめ教科担任に申し出る。
- (5) 教室、教具、運動具等の使用
- (6) 募金、入場券、印刷物、パンフレット等の発行及び頒布
- (7) 校舎内の掲示広告、校内放送
- (8) 各種調査、アンケート
- (9) 異装等（規定外の服装、履物等）
- (10) 対外試合
- (11) 合宿（保護者の承諾書を添える）
- (12) 通学用自転車の使用
- (13) 自動車等の運転免許の取得

7 諸 届

次の事項については、担任又は係の先生に届け出なければならない。

- (1) 欠席、遅刻、早退等については始業前7時30分以降に保護者から学校へ連絡する。
- (2) 忌引き、インフルエンザなどの感染症、進路関係（大学受験や就職試験）の場合は、「出席停止届」を提出する。
- (3) 自然災害等の理由による交通機関の全面停止等の場合の遅刻・早退・欠席
- (4) 事故、事件の被害及び加害
- (5) 学割の発行 学割を必要とする場合は、所定の手続きを経て交付を受ける。
- (6) 保護者、住所、下宿先の変更
- (7) 転学、退学、休学、復学
- (8) 金銭物品の遺失、拾得、盗難
- (9) 校外で警察その他の補導を受けた場合、問題行動を起こした場合
- (10) アルバイト 原則として1年生のアルバイトは認めない。

8 懲 戒

次のような場合は、懲戒の対象となる。

- (1) 授業及び考査、検定の無断欠席、考査の不正行為
- (2) 公共物・校具の毀損、破壊
- (3) 飲酒、喫煙、有害薬物使用、禁止場所への出入り、深夜徘徊
- (4) 暴力、脅迫、窃盗、賭博その他犯罪と認められる行為及びそのおそれのある行為
- (5) 有害物品の所持及び使用
- (6) SNS、インターネットに関する不適切な行為
- (7) その他本校生徒としてあるまじき行為